

補助金審査調書

補助金名称 筑後市母子寡婦福祉会補助金				NO. 47 担当課 子育て支援課			
予算	款項目 3.2.1	大事業名 母子福祉に要する経費	小事業名 母子寡婦福祉会補助事業				
5次総基本計画 施策 4-1 少子化対策・子育て支援の充実		基本事業 4-1-4 ひとり親世帯への各種支援					
補助金の概要(目的・狙い・期待成果等)		ひとり親・寡婦世帯の自立と交流を促進し、福祉の向上を図ることを目的として補助金を交付するもの。ひとり親が悩みを抱えこむことなく悩みを共有できる交流の場となることで、精神面でのサポートも期待できる。					
根拠法令・制度・要綱等名称		筑後市母子寡婦福祉会補助金交付要綱					
開始年度	年度以前	21 年度開始	定額: 金額根拠	円 上限: 244,000 円	選定 ○ 公募		
終了予定	年度	○ 未定	補助率 %		○ 非公募		
対象属性	任意団体(市参加)	市出資団体	事業者(組織)	行政区等	行政連携組織		
	○ 任意団体(市不参加)	NPO	事業者(単独)	市民・世帯			
交付先名 筑後市母子寡婦福祉会							
組織概要	設置目的・活動概要	筑後市に居住する母子家庭及び寡婦の生活の安定と質の向上					
	構成員(属性・数量)	107人					
	主な財源	市補助金、市社会福祉協議会助成金					
交付対象	○ 運営費補助	事業費補助	公共施設等整備・維持管理	市民・事業者の設備等設置等			
	利子・保証料・事業資金等		企業・世帯等の誘致	行政広域連携事業			
過去の実績(H31は予算・計画)				H31	H30	H29	H28
補助金額決算額		千円	244	244	244	244	
財源内訳	国費	千円					
	県費	千円					
	市費(国県制度内)	千円					
	市費(単費)	千円	244	244	244	244	
	その他	千円					
対象件数		件	1	1	1	1	
全事業費または団体等運営経費決算		千円	244	244	244	244	
交付対象経費	派遣旅費	95	150	142	79		
	事務費	20	0	0	83		
	研修費	180	180	121	132		
	負担金	95	50	50	50		
		繰越金	0	0	0	0	
事業・活動1	事業等名	母子寡婦福祉会補助事業					
	概要	上記のとおり					
	1次成果	会員数		107	102	99	
	2次成果						
事業・活動2	その他効果	母子寡婦福祉会への加入で交流が促進されると共に、各種自立支援制度の周知の場となる。また会員が推薦を受けられる母子家庭等村田奨学金もあり、自立に向けた支援の一助となっている。					
	事業等名						
	概要						
1次成果							
2次成果							
その他効果							

審査項目		○一致、△一部不一致、×不一致、—非該当 ⇒	チェック欄	備考欄
公益性	市規定	・要綱等に対象事業が明示されているか	○	
	社会ニーズ	・事業活動の目的・視点・内容等が明記され、社会・経済情勢に合致しているか	○	
	市民等のニーズ	・地域・市民のニーズや課題を把握し的確に捉えているか	○	
	事業公平性	・事業が特定の者に限定されていないか、広く市民・事業者等に開かれているか	—	
効果性	効果説明	・効果を客観的に示すことができるか	△	
	手段妥当性	・目的を達成する手段として適当か	○	
	波及効果	・先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか	△	
団体等の適格性	金銭管理	・団体の金銭管理は適正に行われているか	○	
	繰越金	・補助額の1/2を超える繰越金が発生していないか	○	
	団体目的	・事業活動内容が団体等の目的と合致しているか	○	
	自主財源	・団体は経済的自立のための努力が図られているか	○	
	選定公平性	・要綱等に公平な補助事業者の選定方法が明記されているか	—	
	事務局	・担当課が事務局となっていないか、金銭・通帳管理を行っていないか	○	
	市内本拠	・団体は筑後市内で活動されており、構成員の過半数が市内在住であるか	○	
補助金の妥当性	経費規定	・要綱等に対象経費が明示されているか	○	
	人件費	・団体の構成員に対する手当、報償、謝金等が含まれていないか	○	
	備品購入費	・1万円を超える物品が含まれていないか	○	
	不適切経費1	・慰安・親睦の旅費、役員会議など対象事業に直接関係がない経費が含まれていないか	○	
	不適切経費2	・食糧費、葬祭費、親睦会費、積立金等の経費が含まれていないか	○	
	迂回補助	・他団体や下部組織への再補助、上部組織への負担金が含まれていないか	×	県負担金を補助対象経費として認めている
	補助率	・補助率は1/2以下か	×	
	補助率	・補助額が事業費の10%以上か	○	244,000円を上限として、補助対象経費の総額を認めている
	補助額	・補助額が10万円以上か	○	
	会計分離	・補助金対象経費とその他経費を分離して会計処理しているか	—	
期間	証拠確認	・領収証・契約書等の証拠書類の確認を行っているか	○	
	終期設定	・終期が定められているか	×	
	定期的見直し	・3年以内の期間で見直しを行ったか	×	
国・県制度	国・県制度	・開始が国・県の制度による場合、国等の制度は継続しているか	—	

これまでの主な個別改善事項		その後の対応
財政課所見		

補助金審査調書

補助金名称	水利組合運営費補助金(西牟田土地改良区分)			NO.	89-1	担当課	水路課	
予算	款項目	615	大事業名	水利施設管理に要する経費		小事業名	水利施設維持管理	
5次総基本計画	施策	1-7 河川・水路などの維持管理	基本事業1-7-1 河川・水路などの整備促進と維持管理					
補助金の概要(目的・狙い・期待成果等)		ため池から水路を経て貯水場、堰などを貯水するまでの経費、その維持管理の一部について補助を行う。						
根拠法令・制度・要綱等名称		筑後市農業用水組合水利費補助金交付要綱						
開始年度	年度以前	年度開始	定額	円	上限 受益地面積分	円	公募	
終了予定	年度	未定	金額根拠 補助率	%以内			選定	非公募
対象属性	任意団体(市参加)	市出資団体	事業者(組織)	行政区等	行政連携組織			
	○ 任意団体(市不参加)	NPO	事業者(単独)	市民・世帯				
交付先名	西牟田土地改良区							
組織概要	設置目的・活動概要							
	構成員(属性・数量)							
	主な財源	補助金、賦課金、協力金						
交付対象	○ 運営費補助	事業費補助	公共施設等整備・維持管理	市民・事業者の設備等設置等				
	利子・保証料・事業資金等		企業・世帯等の誘致	行政広域連携事業				
過去の実績(H31は予算・計画)				H31	H30	H29	H28	
補助金額決算額				千円	567	567	567	
財源内訳	国費	千円						
	県費	千円						
	市費(国県制度内)	千円						
	市費(単費)	千円	567	567	567	567		
	その他	千円						
対象件数				件	1	1	1	
全事業費または団体等運営経費決算				千円	7,717	2,846	2,860	
交付対象経費	水路、貯水場、堰等の維持管理		6,707	2,206	1,992	2,532		
		繰越金			5,472	5,678	6,151	
事業・活動1	事業等名	水利施設維持管理						
	概要	上記のとおり						
	1次成果	維持管理回数						
	2次成果							
	その他効果							
事業・活動2	事業等名							
	概要							
	1次成果							
	2次成果							
	その他効果							

審査項目		○一致、△一部不一致、×不一致、－非該当 ⇒	チェック欄	備考欄
公益性	市規定	・要綱等に対象事業が明示されているか	○	
	社会ニーズ	・事業活動の目的・視点・内容等が明記され、社会・経済情勢に合致しているか	○	
	市民等のニーズ	・地域・市民のニーズや課題を把握し的確に捉えているか	○	
	事業公平性	・事業が特定の者に限定されていないか、広く市民・事業者等に開かれているか	○	
効果性	効果説明	・効果を客観的に示すことができるか	○	
	手段妥当性	・目的を達成する手段として適当か	○	
	波及効果	・先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか	△	
団体等の適格性	金銭管理	・団体の金銭管理は適正に行われているか	○	
	繰越金	・補助額の1/2を超える繰越金が発生していないか	×	
	団体目的	・事業活動内容が団体等の目的と合致しているか	○	
	自主財源	・団体は経済的自立のための努力が図られているか	○	
	選定公平性	・要綱等に公平な補助事業者の選定方法が明記されているか	－	
	事務局	・担当課が事務局となっていないか、金銭・通帳管理を行っていないか	○	
	市内本拠	・団体は筑後市内で活動されており、構成員の過半数が市内在住であるか	○	
補助金の妥当性	経費規定	・要綱等に対象経費が明示されているか	○	
	人件費	・団体の構成員に対する手当、報償、謝金等が含まれていないか	×	
	備品購入費	・1万円を超える物品が含まれていないか	○	
	不適切経費1	・慰安・親睦の旅費、役員会議など対象事業に直接関係がない経費が含まれていないか	×	
	不適切経費2	・食糧費、葬祭費、親睦会費、積立金等の経費が含まれていないか	×	
	迂回補助	・他団体や下部組織への再補助、上部組織への負担金が含まれていないか	○	
	補助率	・補助率は1/2以下か	○	
	補助率	・補助額が事業費の10%以上か	○	
	補助額	・補助額が10万円以上か	○	
	会計分離	・補助金対象経費とその他経費を分離して会計処理しているか	△	決算書の維持経常費に補助金を充当している
期間	証拠確認	・領収証・契約書等の証拠書類の確認を行っているか	○	
	終期設定	・終期が定められているか	×	
	定期的見直し	・3年以内の期間で見直しを行ったか	×	
国・県制度	国・県制度	・開始が国・県の制度による場合、国等の制度は継続しているか	－	

これまでの主な個別改善事項	繰越金が多額であり、理由としては、施設の修繕時の費用に充てるためである。団体には、繰越金で基金を設けて管理するように指導をしている。	その後の対応	農業用施設であるため高齢者が運営をしているため、対応が難しい。今年度も指導をしていく。
財政課所見			

補助金審査調書

補助金名称		水利組合運営費補助金(西部水利組合分)		NO. 89-2		担当課	水路課				
予算	款項目	615	大事業名	水利施設管理に要する経費			小事業名	水利施設維持管理			
5次総基本計画		施策		1-7 河川・水路などの維持管理		基本事業1-7-1 河川・水路などの整備促進と維持管理					
補助金の概要(目的・狙い・期待成果等)		ため池から水路を経て貯水場、堰などを貯水するまでの経費、その維持管理の一部について補助を行う。									
根拠法令・制度・要綱等名称		筑後市農業用水組合水利費補助金交付要綱									
開始年度	年度以前	年度開始	金額根拠	定額:	円	上限	受益地面積分	円	選定	公募	
終了予定	年度	未定	補助率		%以内				選定	非公募	
対象属性	任意団体(市参加)		市出資団体	事業者(組織)	行政区等		行政連携組織				
	○ 任意団体(市不参加)		NPO	事業者(単独)	市民・世帯						
交付先名	西牟田西部水利組合										
組織概要	設置目的・活動概要										
	構成員(属性・数量)										
	主な財源		補助金、賦課金、助成金								
交付対象	○ 運営費補助	事業費補助	公共施設等整備・維持管理	市民・事業者の設備等設置等							
	利子・保証料・事業資金等		企業・世帯等の誘致	行政広域連携事業							
過去の実績(H31は予算・計画)				H31	H30		H29		H28		
財源内訳	補助金額決算額		千円	77	77	77	77	77			
	国費		千円								
	県費		千円								
	市費(国県制度内)		千円								
	市費(単費)		千円	77	77	77	77	77			
	その他		千円								
対象件数		件	1	1	1	1	1				
全事業費または団体等運営経費決算		千円	5,318	1,088	1,157	1,032					
交付対象経費	水路、貯水場、堰等の維持管理		3,000	317	342	290					
	繰越金			3,768	3,302	2,701					
	事業・活動1	事業等名	水利施設維持管理								
概要		上記のとおり									
1次成果		維持管理回数									
2次成果											
その他効果											
事業・活動2	事業等名										
	概要										
	1次成果										
	2次成果										
	その他効果										

審査項目		○一致、△一部不一致、×不一致、－非該当 ⇒	チェック欄	備考欄
公益性	市規定	・要綱等に対象事業が明示されているか	○	
	社会ニーズ	・事業活動の目的・視点・内容等が明記され、社会・経済情勢に合致しているか	○	
	市民等のニーズ	・地域・市民のニーズや課題を把握し的確に捉えているか	○	
	事業公平性	・事業が特定の者に限定されていないか、広く市民・事業者等に開かれているか	○	
効果性	効果説明	・効果を客観的に示すことができるか	○	
	手段妥当性	・目的を達成する手段として適当か	○	
	波及効果	・先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか	△	
団体等の適格性	金銭管理	・団体の金銭管理は適正に行われているか	○	
	繰越金	・補助額の1/2を超える繰越金が発生していないか	×	
	団体目的	・事業活動内容が団体等の目的と合致しているか	○	
	自主財源	・団体は経済的自立のための努力が図られているか	○	
	選定公平性	・要綱等に公平な補助事業者の選定方法が明記されているか	－	
	事務局	・担当課が事務局となっていないか、金銭・通帳管理を行っていないか	○	
	市内本拠	・団体は筑後市内で活動されており、構成員の過半数が市内在住であるか	×	
補助金の妥当性	経費規定	・要綱等に対象経費が明示されているか	○	
	人件費	・団体の構成員に対する手当、報償、謝金等が含まれていないか	×	
	備品購入費	・1万円を超える物品が含まれていないか	○	
	不適切経費1	・慰安・親睦の旅費、役員会議など対象事業に直接関係がない経費が含まれていないか	×	
	不適切経費2	・食糧費、葬祭費、親睦会費、積立金等の経費が含まれていないか	×	
	迂回補助	・他団体や下部組織への再補助、上部組織への負担金が含まれていないか	○	
	補助率	・補助率は1/2以下か	○	
	補助率	・補助額が事業費の10%以上か	×	
	補助額	・補助額が10万円以上か	×	
	会計分離	・補助金対象経費とその他経費を分離して会計処理しているか	×	
期間	証拠確認	・領収証・契約書等の証拠書類の確認を行っているか	○	
	終期設定	・終期が定められているか	×	
	定期的見直し	・3年以内の期間で見直しを行ったか	×	
国・県制度	国・県制度	・開始が国・県の制度による場合、国等の制度は継続しているか	－	

これまでの主な個別改善事項	・繰越金が多額であり、理由としては、施設の修繕時の費用に充てるためである。団体には、繰越金で基金を設けて管理するように指導をしている。 ・補助金対象経費とその他経費を分離して会計処理をされていないので指導をしている。	その後の対応	農業用施設であるため高齢者が運営をしているため、対応が難しい。今年度も指導をしていく。
財政課所見			

補助金審査調書

補助金名称	船小屋温泉地環境整備補助金			NO.	105	担当課	商工観光課
予算 款項目	7.1.4	大事業名	観光事業に要する経費	小事業名	船小屋温泉地環境整備補助金		
5次総基本計画 施策	3-3	観光の振興		基本事業			
補助金の概要(目的・狙い・期待成果等)		船小屋温泉地の活性化を図るため、船小屋温泉地の環境を整備する団体に対し、補助金を交付する					
根拠法令・制度・要綱等名称 船小屋温泉地環境整備事業補助金交付要綱							
開始年度	25 年度以前	年度開始	金額根拠	定額:	195,000 円	上限:	円
終了予定	年度	○ 未定	補助率	%			選定
対象属性	任意団体(市参加)	市出資団体	○ 事業者(組織)	行政区等	行政連携組織		
	任意団体(市不参加)	NPO	事業者(単独)	市民・世帯			
交付先名	船小屋温泉協会						
組織概要	設置目的・活動概要	船小屋温泉の観光振興					
	構成員(属性・数量)	会員					
	主な財源	会費、市補助金					
交付対象	○ 運営費補助	事業費補助	公共施設等整備・維持管理	市民・事業者の設備等設置等			
	利子・保証料・事業資金等		企業・世帯等の誘致	行政広域連携事業			
過去の実績(H31は予算・計画)				H31	H30	H29	H28
補助金額決算額		千円		195	195	195	195
財源内訳	国費	千円					
	県費	千円					
	市費(国県制度内)	千円					
	市費(単費)	千円		195	195	195	195
	その他	千円					
	対象件数	件		1	1	1	1
全事業費または団体等運営経費決算		千円		195	237	249	256
交付対象経費	看板維持管理費		120	120	136	144	
	HP管理費		75	0	0	0	
	花火大会		0	58	46	39	
	鉱泉場電気代		0	17	13	12	
	繰越金		0	0	0	0	0
事業・活動1	事業等名	船小屋温泉地環境整備事業					
	概要	船小屋温泉の環境整備を図ることで、来訪者へのイメージアップをはかり振興につなげる					
	1次成果	船小屋温泉郷入込客数(百人)	1,340	1,340	1,361	1,426	
	2次成果	観光入込客数(百人)	10,834	10,834	10,622	10,392	
	その他効果						
事業・活動2	事業等名						
	概要						
	1次成果						
	2次成果						
	その他効果						

審査項目	○一致、△一部不一致、×不一致、－非該当 ⇒ チェック欄	備考欄
公益性	市規定 ・要綱等に対象事業が明示されているか	○
	社会ニーズ ・事業活動の目的・視点・内容等が明記され、社会・経済情勢に合致しているか	○
	市民等のニーズ ・地域・市民のニーズや課題を把握し的確に捉えているか	△
	事業公平性 ・事業が特定の者に限定されていないか、広く市民・事業者等に開かれているか	×
効果性	効果説明 ・効果を客観的に示すことができるか	×
	手段妥当性 ・目的を達成する手段として適当か	△
	波及効果 ・先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか	×
団体等の適格性	金銭管理 ・団体の金銭管理は適正に行われているか	○
	繰越金 ・補助額の1/2を超える繰越金が発生していないか	○
	団体目的 ・事業活動内容が団体等の目的と合致しているか	○
	自主財源 ・団体は経済的自立のための努力が図られているか	○
	選定公平性 ・要綱等に公平な補助事業者の選定方法が明記されているか	×
	事務局 ・担当課が事務局となっていないか、金銭・通帳管理を行っていないか	○
	市内本拠 ・団体は筑後市内で活動されており、構成員の過半数が市内在住であるか	○
補助金の妥当性	経費規定 ・要綱等に対象経費が明示されているか	×
	人件費 ・団体の構成員に対する手当、報償、謝金等が含まれていないか	×
	備品購入費 ・1万円を超える物品が含まれていないか	○
	不適切経費1 ・慰安・親睦の旅費、役員会議など対象事業に直接関係がない経費が含まれていないか	○
	不適切経費2 ・食糧費、葬祭費、親睦会費、積立金等の経費が含まれていないか	○
	迂回補助 ・他団体や下部組織への再補助、上部組織への負担金が含まれていないか	×
	補助率 ・補助率は1/2以下か	○
	補助率 ・補助額が事業費の10%以上か	○
	補助額 ・補助額が10万円以上か	○
	会計分離 ・補助金対象経費とその他経費を分離して会計処理しているか	×
期間	証拠確認 ・領収証・契約書等の証拠書類の確認を行っているか	×
	終期設定 ・終期が定められているか	×
	定期的見直し ・3年以内の期間で見直しを行ったか	×
国・県制度	国・県制度 ・開始が国・県の制度による場合、国等の制度は継続しているか	—

これまでの主な個別改善事項		その後の対応
財政課所見		

補助金審査調書

補助金名称	八女人権擁護委員協議会筑後支部補助金			NO.	36	担当課	人権・同和対策室	
予算款項目	3.1.4	大事業名	人権・同和対策推進に要する	小事業名	八女人権擁護委員協議会筑後支部補助金			
5次総基本計画	施策	5-6人権・同和教育及び啓発の推進			基本事業			
補助金の概要(目的・狙い・期待成果等)		自由人権思想の普及及び高揚を目的として人権擁護の啓発を行う。						
根拠法令・制度・要綱等名称		人権擁護委員協議会補助金交付要綱						
開始年度	年度以前	年度開始	定額	90,000円	上限	円	選定	公募
終了予定	年度	未定	金額根拠	補助率	%			非公募
対象属性	任意団体(市参加)	市出資団体	事業者(組織)	行政区等	○		行政連携組織	
	任意団体(市不参加)	NPO	事業者(単独)	市民・世帯				
交付先名		八女人権擁護委員協議会筑後支部						
組織概要	設置目的・活動概要	人権擁護委員の職務に関する連絡調整を図り、必要な資料情報の収集、研究や意見を発表などを行うことに事を目的とする。						
	構成員(属性・数量)	筑後市の人権擁護委員						
	主な財源	市補助金						
交付対象	○運営費補助	事業費補助	公共施設等整備・維持管理	市民・事業者の設備等設置等				
	利子・保証料・事業資金等	企業・世帯等の誘致	行政広域連携事業					
過去の実績(H31は予算・計画)				H31	H30	H29	H28	
財源内訳	補助金額決算額	千円						
	国費	千円						
	県費	千円						
	市費(国県制度内)	千円						
	市費(単費)	千円	90	90	90	90	90	
	その他	千円						
対象件数		件	1	1	1	1	1	
全事業費または団体等運営経費決算		千円		90,000	90,000	90,000	90,000	
交付対象経費	研修費		77,000	83,626	85,620	84,200		
	事務費		13,000	6,374	4,380	5,800		
		繰越金			0	0	0	
事業・活動1	事業等名	「人権の花」運動						
	概要	ひまわりのを育てることにより人権の大切さを学んでもらうため市内の小学校にて実施						
	1次成果	参加校数		2	2	2		
	2次成果	参加児童数		93	46	158		
	その他効果	市や県主催事業に参加し、自由人権思想の普及及び高揚に努めている。						
事業・活動2	事業等名							
	概要							
	1次成果							
	2次成果							
	その他効果							

審査項目		○一致、△一部不一致、×不一致、—非該当 ⇒	チェック欄	備考欄
公益性	市規定	・要綱等に対象事業が明示されているか	×	
	社会ニーズ	・事業活動の目的・視点・内容等が明記され、社会・経済情勢に合致しているか	○	
	市民等のニーズ	・地域・市民のニーズや課題を把握し的確に捉えているか	○	
	事業公平性	・事業が特定の者に限定されていないか、広く市民・事業者等に開かれているか	○	
効果性	効果説明	・効果を客観的に示すことができるか	×	
	手段妥当性	・目的を達成する手段として適当か	○	
	波及効果	・先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか	△	
団体等の適格性	金銭管理	・団体の金銭管理は適正に行われているか	○	
	繰越金	・補助額の1/2を超える繰越金が発生していないか	○	
	団体目的	・事業活動内容が団体等の目的と合致しているか	○	
	自主財源	・団体は経済的自立のための努力が図られているか	×	
	選定公平性	・要綱等に公平な補助事業者の選定方法が明記されているか	—	
	事務局	・担当課が事務局となっていないか、金銭・通帳管理を行っていないか	○	
	市内本拠	・団体は筑後市内で活動されており、構成員の過半数が市内在住であるか	○	
補助金の妥当性	経費規定	・要綱等に対象経費が明示されているか	×	
	人件費	・団体の構成員に対する手当、報償、謝金等が含まれていないか	△	
	備品購入費	・1万円を超える物品が含まれていないか	○	
	不適切経費1	・慰安・親睦の旅費、役員会議など対象事業に直接関係がない経費が含まれていないか	○	
	不適切経費2	・食糧費、葬祭費、親睦会費、積立金等の経費が含まれていないか	○	
	迂回補助	・他団体や下部組織への再補助、上部組織への負担金が含まれていないか	○	
	補助率	・補助率は1/2以下か	×	
	補助率	・補助額が事業費の10%以上か	○	
	補助額	・補助額が10万円以上か	○	
	会計分離	・補助金対象経費とその他経費を分離して会計処理しているか	○	
	証拠確認	・領収証・契約書等の証拠書類の確認を行っているか	○	
期間	終期設定	・終期が定められているか	×	
	定期的見直し	・3年以内の期間で見直しを行ったか	×	
	国・県制度	・開始が国・県の制度による場合、国等の制度は継続しているか	—	

これまでの主な個別改善事項		その後の対応	
財政課所見			